

[事案 2019-302] 新契約無効請求

・令和2年11月26日 裁定終了

<事案の概要>

募集人から不告知教唆および告知妨害を受けたこと等を理由として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年4月に契約した医療保険について、募集人は、自分にてんかんの既往症があることを知りながら、契約時および平成29年11月の復活手続き時に、不告知教唆および告知妨害を行ったことから、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 復活手続きを担当した募集人は、申立人の既往症について一切知らず、また、告知書を記載するにあたり助言指示は行っておらず、不告知教唆や告知妨害と評価されるようなことは行っていない。
- (2) 不告知教唆・告知妨害がある場合でも、保険会社の解除権が妨げられるだけであり、本契約が無効になるものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人、申立人母および申立人弟、ならびに募集人および募集人の母である保険会社職員に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が不告知教唆・告知妨害を行ったことは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。